

事例8 (株)TBSホールディングスによる(株)U-NEXTの株式取得

第1 当事会社

株式会社TBSホールディングス（法人番号5010401020855）（以下「TBSHD」という。）は、傘下に映像コンテンツ配信事業等を営む子会社等を有する持株会社である。

株式会社U-NEXT（法人番号7011001116975）（以下「U-NEXT」という。）は、主として映像コンテンツ配信事業を営む会社である。

以下、TBSHDと既に結合関係が形成されている企業の集団を「TBSグループ」と、U-NEXTと既に結合関係が形成されている企業の集団を「U-NEXTグループ」といい、TBSHDグループとU-NEXTグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、TBSHDが、U-NEXTの株式に係る議決権の20%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。本件行為は、TBSHDが取得することとなる議決権の割合が20%を超えない¹ことから、独占禁止法第10条第2項に規定する届出基準を満たしていないが、TBSHDから具体的な計画内容を示された上で、届出を要しない企業結合計画に関して相談があったことから、公正取引委員会は、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日公正取引委員会）6(1)に基づき、届出を要する企業結合計画について届出が行われた場合に準じて本件を審査した。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた映像コンテンツに関連する事業に関する検討結果について詳述したものである。

第3 一定の取引分野

1 当事会社グループの役務の概要等

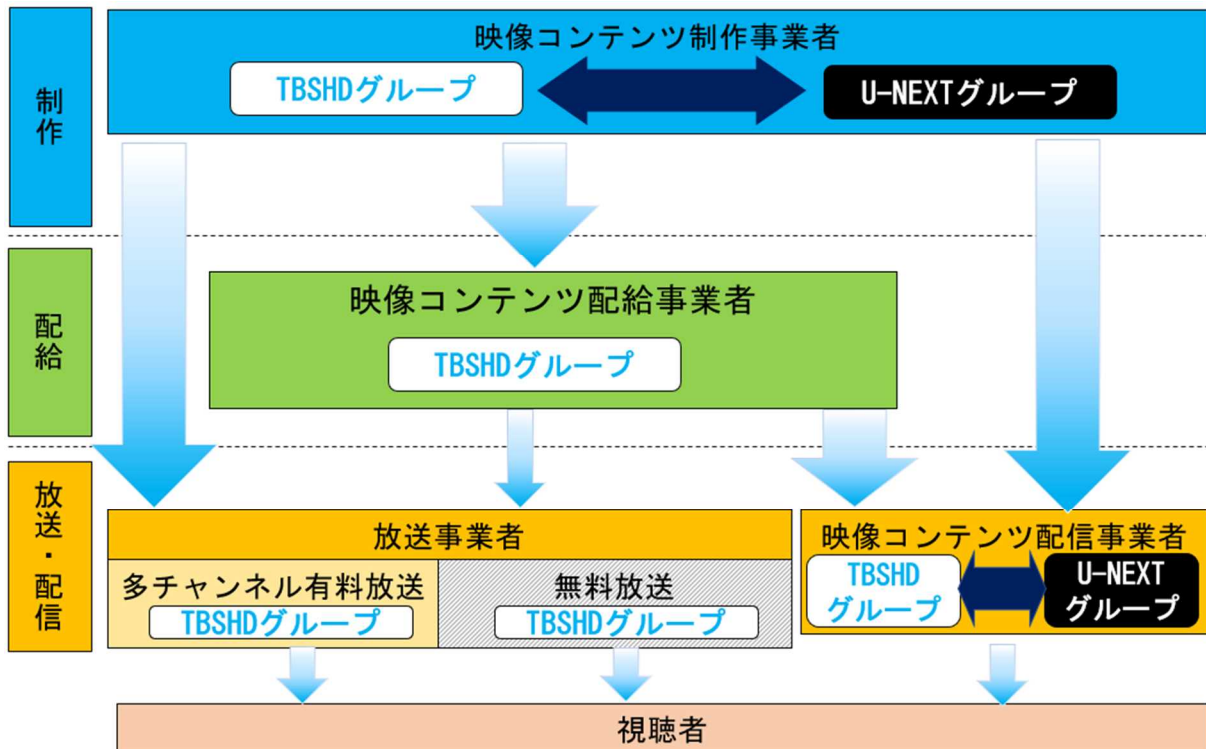
TBSHDグループは、映像コンテンツに関連する事業として、日本国内において、映像コンテンツ制作事業、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業を営んでいる。

他方、U-NEXTグループは、映像コンテンツに関連する事業として、日本国内において、映像コンテンツ制作事業及び映像コンテンツ配信事業を営んでいる。

¹ なお、本件行為後のU-NEXTにおけるTBSHDの議決権保有割合及び株主順位等を踏まえると、本件行為後、TBSHDとU-NEXTの間では結合関係が形成・維持・強化されることが考えられる。

映像コンテンツの流通は次図のとおりであり、また、当事会社グループが営む各事業の概要は以下のとおりである。

【図】映像コンテンツの流通



(1) 映像コンテンツ制作事業

映像コンテンツ制作事業は、映画、ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツ及び音楽等の映像コンテンツを制作する事業である。

映像コンテンツ制作事業者は、各種映像コンテンツの企画・プロデュース、撮影及び編集を行い、映像コンテンツ配給事業者、映像コンテンツ配信事業者又は放送事業者に対して、制作した映像コンテンツの放映権を販売する等の方法で収益を得ている。

映像コンテンツ制作事業者による映像コンテンツの販売方法としては、①映像コンテンツ配給事業者を介さずに販売する方法と、②販売先の調査や販売先との契約交渉に掛かるコストを削減するために、映像コンテンツ配給事業者を介して販売する方法がある。

(2) 映像コンテンツ配給事業

映像コンテンツ配給事業は、映像コンテンツ制作事業者が制作した映像コンテンツを映像コンテンツ配信事業者等に対して配給する事業である。

映像コンテンツ配給事業者は、基本的には、映像コンテンツ制作事業者から映像コンテンツの放映権を購入し、それを映像コンテンツ配信事業者及び放送事業者に販売することで収益を得ている。

(3) 映像コンテンツ配信事業

映像コンテンツ配信事業は、インターネットを通じて、自ら制作した又は映像コンテンツ制作事業者等から調達した映像コンテンツの配信サービスを提供する事業である。

映像コンテンツ配信事業者は、各種映像コンテンツの配信に際して、視聴者から映像コンテンツ視聴の対価として視聴料を収受したり、各種映像コンテンツの配信に併せて広告映像を配信して広告料を収受したりすることで収益を得ている。

(4) 放送事業

放送事業は、地上波、衛星又は有線送信網²を通じて、自ら制作した又は映像コンテンツ制作事業者等から調達した映像コンテンツの放送サービスを提供する事業である。

放送事業は、視聴者との関係で多チャンネル有料放送事業と無料放送事業に分かれるところ、多チャンネル有料放送事業者は視聴者との契約に基づいて視聴料等を収受することで、無料放送事業者は各種映像コンテンツの放送に併せて広告映像を放送して広告料を収受することで、それぞれ収益を得ている。

2 役務範囲

(1) 映像コンテンツ制作事業

ア 異なるジャンルの映像コンテンツ間の代替性

映像コンテンツには、映画、ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツ及び音楽等様々なジャンルのものがあるところ、一般に、映像コンテンツの最終需要者である視聴者は、特定のジャンルの映像コンテンツのみを視聴するというのではなく、選好及び視聴目的（情報収集、娯楽等）に応じて様々なジャンルの中から視聴する映像コンテンツを選択していると考えられる。このため、映像コンテンツ制作事業者と取引する映像コンテンツ配給事業者、映像コンテンツ配信事業者及び放送事業者は、そうした視聴者の視聴傾向を踏まえて、様々なジャンルから幅広く映像コンテンツを購入している。また、映像コンテンツ配給事業者等においては、配給・配信・放送可能なジャンルに特段の制限はなく、特定のジャンルの映像コンテンツについて調達できない場合や調達価格が高騰した場合には、他のジャンルから代替的な映像コンテンツを調達して配給・配信・放送を行うことが可能である。よって、異なるジャンルの映像コンテンツの制作事業の間には、需要の代替性が認められる。

² 主として、テレビ送信用ケーブル（CATV用）と通信用光ファイバ（いわゆる光テレビ用）がある。

イ 小括

したがって、本件では、「映像コンテンツ制作事業」を役務範囲として画
定した。

(2) 映像コンテンツ配給事業

ア 異なるジャンルの映像コンテンツ間の代替性

映像コンテンツ配給事業者は、一般的に、映像コンテンツ制作事業者から
映像コンテンツの放映権を購入し、それを映像コンテンツ配信事業者及び放
送事業者に販売することで収益を得ているところ、映像コンテンツ配信事
業及び放送事業者には映像コンテンツのジャンルによって配信・放送に制限
がある等の特段の事情がないため、視聴者の視聴傾向を踏まえた自らの需要
に応じて、映像コンテンツ配給事業者からジャンルに関係なく映像コンテン
ツを調達することができる。よって、異なるジャンルの映像コンテンツの配
給事業の間には、需要の代替性が認められる。

イ 小括

したがって、本件では、「映像コンテンツ配給事業」を役務範囲として画
定した。

(3) 映像コンテンツ配信事業

ア 異なるジャンルの映像コンテンツ間の代替性

映像コンテンツ配信事業者の中には、様々なジャンルの映像コンテンツを
配信する事業者と、特定のジャンルの映像コンテンツのみを配信する事業者
が存在する。映像コンテンツ配信事業を通じて実際に映像コンテンツを視聴
する視聴者は、特定のジャンルにおける映像コンテンツ配信事業者を比較す
るというよりも、配信される映像コンテンツのラインナップや視聴料（課金
方式の違いや金額の多寡）などを比較検討した上で、実際に利用する配信
サービスを提供する映像コンテンツ配信事業者を決定していると考えられ
る。よって、異なるジャンルの映像コンテンツの配信事業の間には、需要の
代替性が認められる。

イ 小括

したがって、本件では、「映像コンテンツ配信事業」を役務範囲として画
定した。

(4) 放送事業

ア 多チャンネル有料放送と無料放送の間の代替性

多チャンネル有料放送と無料放送では、映像コンテンツの視聴における金
銭負担の有無及び放送される映像コンテンツの総数において、視聴者にとっ

ての効用が大きく異なり、また、放送事業者にとって、収益を得るための事業スキームが異なることから事業運営において必要となる技術やノウハウも異なっていることから、多チャンネル有料放送事業と無料放送事業間の需要の代替性及び供給の代替性は限定的である。

イ 小括

したがって、本件では、「多チャンネル有料放送事業」と「無料放送事業」は異なる役務として画定した。

3 地理的範囲

映像コンテンツの制作、配給、配信及び放送は、遠隔地からのサービス提供が可能である。一方、映像コンテンツの最終需要者である視聴者は、日本語で視聴できるものを選好することから、主に日本国内で制作されたコンテンツ又は海外で制作されたコンテンツに字幕・吹替え等のローカライズ処理を行ったコンテンツを視聴している。こうした視聴者の選好を踏まえて、映像コンテンツの制作、配給、配信及び放送に係る各事業者の間で日本国内向けの映像コンテンツが取引されている。

したがって、本件では、映像コンテンツの制作、配給、配信及び放送のいずれの事業についても、「日本全国」を地理的範囲として画定した³。

第4 本件行為が競争に与える影響

1 企業結合形態及びセーフハーバー基準該当性

本件行為により競争上の影響が生じ得る企業結合の形態は次表のとおりである。

なお、次表記載のいずれの企業結合形態についても、本件行為後の一定の取引分野における当事会社グループの正確な市場シェアが不明であるため、セーフハーバー基準に該当しないものとして、本件行為が競争に与える影響の検討を行った。

³ 「令和4年度における主要な企業結合事例」（令和5年6月28日公正取引委員会）事例7「マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合」も、「ゲーム開発・発行业」及び「ゲーム販売・配信事業」について、国ごとに言語等のローカライズの必要があることや各国の需要者の好み異なることを理由に、地理的範囲を「日本全国」と画定している。

【表】本件企業結合形態

水平型企業結合	
映像コンテンツ制作事業	
映像コンテンツ配信事業	
垂直型企業結合	
川上市場	川下市場
映像コンテンツ制作事業	映像コンテンツ配給事業
	映像コンテンツ配信事業
	多チャンネル有料放送事業 ⁴
映像コンテンツ配給事業	映像コンテンツ配信事業

2 水平型企業結合

(1) 映像コンテンツ制作事業における水平型企業結合

映像コンテンツ制作事業においては、大手の競争者が複数存在する。また、映像コンテンツ制作事業の需要者である映像コンテンツ配給事業者、映像コンテンツ配信事業者及び多チャンネル有料放送事業者は、当事会社グループ以外の映像コンテンツ制作事業者から映像コンテンツの供給を受け、配給、配信又は放送を行うに当たって特段の技術的な障害はないことから、映像コンテンツの購入先である映像コンテンツ制作事業者を容易に切り替えることが可能であると考えられる。したがって、競争者からの牽制力が認められる。

次に、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業には、後記(2)及び3(1)のとおり、それぞれ大手の競争者が複数存在し、各事業において活発な競争が行われていると考えられることから、需要者からの競争圧力が一定程度認められる。

(2) 映像コンテンツ配信事業における水平型企業結合

映像コンテンツ配信事業の市場においては、全体の売上高の80%超を映像コンテンツ配信の形態の一つである「定額動画配信」が占めているところ、同市場には、定額動画配信及び「都度課金型動画配信」（ダウンロード販売型動画配信及びレンタル型動画配信）の両方を行う事業者を含め、大手の競争者が複数存在する。

一方、本件行為後の当事会社グループの、定額動画配信に係る市場シェアは、最大で約15%にとどまり、また、映像コンテンツ配信事業の市場全体の売上高の20%弱を占める都度課金型動画配信において、当事会社グループが特に

⁴ 本件企業結合は、無料放送事業を川下市場とする垂直型企業結合にも該当するが、多チャンネル有料放送事業を川下市場とする垂直型企業結合のものと大きく異ならないと考えられたことから、放送事業のうち、多チャンネル有料放送事業を川下市場とする垂直型企業結合について検討した（後記3(1)）。

強みを持っているといった事情は認められないことから、映像コンテンツ配信事業全体における当事会社グループの市場シェアが約15%を大きく上回ることはないものと考えられる。

(3) 小括

以上を踏まえれば、映像コンテンツ制作事業及び映像コンテンツ配信事業に係る水平型企業結合については、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者の協調的行動により競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

3 垂直型企業結合

(1) 垂直型企業結合①（川上市場：映像コンテンツ制作事業、川下市場：映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業）

まず、川上市場についてみると、映像コンテンツ制作事業においては、前記2(1)のとおり、大手の競争者が複数存在する。また、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業において、映像コンテンツは、映像コンテンツ制作事業者だけではなく映像コンテンツ配給事業者からも購入可能である。このため、仮に、当事会社グループが映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業における当事会社グループの各競争者に対して供給拒否等を行ったとしても、当該競争者は、映像コンテンツの購入先を切り替えることが十分に可能であると考えられる。したがって、当事会社グループには投入物閉鎖を行う能力がなく、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるとは認められない。

次に、川下市場についてみると、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業においては、それぞれ大手の競争者が複数存在する。また、映像コンテンツ制作事業者は、映像コンテンツ配給事業者、映像コンテンツ配信事業者又は多チャンネル有料放送事業者のいずれに対しても映像コンテンツの販売が可能である。このため、仮に、当事会社グループが映像コンテンツ制作事業における当事会社グループの競争者に対して購入拒否等を行ったとしても、当該競争者は、映像コンテンツの販売先を切り替えることが十分に可能であると考えられる。したがって、当事会社グループには顧客閉鎖を行う能力がなく、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるとは認められない。

(2) 垂直型企業結合②（川上市場：映像コンテンツ配給事業、川下市場：映像コンテンツ配信事業）

まず、川上市場についてみると、映像コンテンツ配給事業においては、仮に、TBSHDグループが映像コンテンツ配信事業における当事会社グループの

競争者に対して供給拒否等を行ったとしても、前記3(1)のとおり、映像コンテンツ配給事業においては大手の競争者が複数存在し、また、映像コンテンツは映像コンテンツ制作事業者から直接購入することも可能であるため、当事会社グループの競争者は映像コンテンツ配給事業におけるTBSHDグループの競争者や映像コンテンツ制作事業者に購入先を切り替えることが十分に可能であると考えられる。したがって、当事会社グループには投入物閉鎖を行う能力がなく、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるとは認められない。

次に、川下市場についてみると、映像コンテンツ配信事業において、仮に、当事会社グループが映像コンテンツ配給事業におけるTBSHDグループの競争者に対して購入拒否等を行ったとしても、前記3(1)のとおり、映像コンテンツ配信事業においては大手の競争者が複数存在し、当該TBSHDグループの競争者は映像コンテンツ配信事業における当事会社グループの競争者に販売先を切り替えることが十分に可能であると考えられる。したがって、当事会社グループには顧客閉鎖を行う能力がなく、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるとは認められない。

(3) 小括

以上を踏まえれば、前記(1)及び(2)の垂直型企業結合については、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者の協調的行動により競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。